平成２９年（フ）第１２８７号
東京都三鷹市中原４丁目34番14号麻生てるおハイツ103
債務者　中村きく乃
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納258番地２ＫＡＤＥＮＡビル807号
債務者　藤田　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１３号
福島市本内字西町28番地の13
破産者　有限会社東日本教販
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２５３号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目72番地
破産者　株式会社トレンド
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
岐阜市野一色２丁目１番６号
破産者　日装工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７７号
京都市伏見区竹田田中宮町17番地富士和ビル205号
破産者　株式会社ウインビー
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
京都府八幡市男山松里２番地26
破産者　株式会社未来
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
香川県高松市東浜町１丁目３番地１
破産者　株式会社ＬＢＣコーポレーション
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６号
香川県高松市東浜町１丁目３番地１ＪＡＧビル２Ｆ
破産者　株式会社ＬＢＣコーポレーション福岡
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８６号
福岡県大牟田市大字白銀450番地
破産者　粋株式会社
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４０５号
鹿児島市山田町3363番地２
破産者　有限会社広川設計
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目23番２号
破産者　有限会社ナゲノ設備
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
沖縄県那覇市識名１丁目７－63　嘉数ビル102
破産者　株式会社明組
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第４０１号
名古屋市中区錦１丁目７番28号
破産者　トータル・アイ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１号
愛知県岡崎市鴨田町字広元203番地
破産者　株式会社アイサン
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
愛知県刈谷市一里山町南本山52番地
破産者　アオミ精器株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
島根県松江市南平台５番31号
破産者　渡部　佑一
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
高知市長浜1608番地３
破産者　ダイコー物産株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３２号
東京都西東京市芝久保町４丁目２番32－403号、開始決定時の住所東京都西東京市芝久保町４丁目12番36号
破産者　川口　　勉
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部